【精神科訪問看護】　　令和8年6月1日改定

指定訪問看護サービス利用料について

１．訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安

各種健康保険制度・後期高齢者医療制度等による訪問看護サービスの利用料は、

ア．訪問看護基本療養費　　イ．訪問看護管理療養費

ウ．訪問看護情報提供療養費　　エ．訪問看護ターミナルケア療養費

の合計額になります。　（下記料金表の料金は１点＝１円にて算出しております。）

※健康保険・後期高齢者医療等に基づき１割～３割の自己負担額を徴収させていただきます。

※各種公費負担が適用になる場合は自己負担額が減額または免除されます。

ア．訪問看護基本療養費（1日につき）　※原則週３日以内の訪問となります

精神訪問基本療養費・加算 (右○は現在加算項目・△は取得予定)					自己負担額の目安		
				利用料（円）	（１割）	（２割）	（3割）
基本療養費	○	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）※１	週3日まで(30分以上)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週3日まで(30分未満)	4,250円	425円	850円	1,275円
			週4日以降(30分以上)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
			週4日以降(30分未満)	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	○	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※２	週3日まで(30分以上)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週3日まで(30分未満)	4,250円	425円	850円	1,275円
			週4日以降(30分以上)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
			週4日以降(30分未満)	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)　※３		8,500円	850円	1,700円	2,550円
加算	○	精神科緊急訪問看護加算	1日につき1回 (月14日目まで)	2,650円	265円	530円	795円
			1日につき1回 (月15日目以降)	2,000円	200円	400円	600円
	○	精神科複数回訪問看護加算 ※４	1日につき2回	4,500円	450円	900円	1,350円
			1日につき３回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	○	長時間訪問看護加算　※５		5,200円	520円	1,040円	1,560円
	○	複数名訪問看護加算 ※６	1日1回	4,500円	450円	900円	1,350円
			看護師2人以下　(1日に2回9,000円、3回以上～14,500円)				
			1日1回	3,800円	380円	760円	1,140円
			看護師2人以下　(1日に2回7,600円、3回以上～12,400円)				
			他の看護補助者	3,000円	300円	600円	900円
			看護師と看護補助者もしくは精神保健福祉士が同行　※週1回に限る				
	○	夜間早朝訪問看護加算　※７		2,100円	210円	420円	630円
	○	深夜訪問看護加算　※７		4,200円	420円	840円	1,260円

※1訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費

※2同一建物に居住する複数利用者へ同一日に訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費

※3入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービス提供を行った場合に入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病に対しては2回）に限り算定します。

※4厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間のものに対して1日2回以上の訪問が必要な場合

※5特別管理加算(Ⅰ) 特別管理加算(Ⅱ) の対象者ある利用者に対して、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合

※6厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合。
1日に1回は3,000円、2回は6,000円、3回以上は10,000円

※7夜間(午後6時から午後10時迄)または早朝(午前6時から8時迄)深夜(午後10時から午前6時迄)にサービスの提供を行う場合

【精神科訪問看護】

令和8年6月1日改定

訪問看護管理療養費・その他加算 (右○は現在加算項目・△は取得予定)			利用料（円）	自己負担の目安 （１割）	 （２割）	 （3割）
管理療養費	○	訪問看護療養費　月の初日（初回）	7,710円	771円	1,542円	2,313円
	△	イ.機能強化型訪問看護療養費１	13,760円	1,376円	2,752円	4,182円
		ロ.機能強化型訪問看護療養費２	10,460円	1,046円	2,092円	3,138円
		ハ.機能強化型訪問看護療養費３	9,030円	903円	1,806円	2,709円
		ニ.機能強化型訪問看護療養費４	9,030円	903円	1,806円	2,709円
	○	訪問看護療養費1　（単一建物居住利用者20名未満） 月の2日目以降の訪問	3,010円	301円	602円	903円
加算	○	24時間対応体制加算(月1回)※１ロ.下記以外	6,520円	652円	1,304円	1,956円
	△	イ.看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	○	特別管理加算　重症度が高い利用者様　※３	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	○	特別管理加算（Ⅱ）　※３	2,500円	250円	500円	750円
	○	退院時共同指導加算（1回につき）※２	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	○	特別管理指導加算（1回につき）	2,000円	200円	400円	600円
	○	退院支援指導加算　退院日の翌日以降初日に加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	○	（退院日）1回につき　※長時間(90分以上)の場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	○	訪問看護医療DX情報活用加算　1月あたり	50円	5円	10円	15円
	○	訪問看護医療情報連携加算	1,000円	100円	200円	300円
	○	在宅患者連携指導加算（月1回）	3,000円	300円	600円	900円
	○	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （適応時／月2回まで）	2,000円	200円	400円	600円
	△	看護・介護職員連携強化加算　月１回	2,500円	250円	500円	750円
	△	専門管理加算 （緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人工膀胱ケア）	2,500円	250円	500円	750円
	△	専門管理加算　（特定行為）	2,500円	250円	500円	750円
	○	訪問看護情報提供療養費1.2.3（月1回）	1,500円	150円	300円	450円
	○	訪問看護ターミナルケア療養費I　※4	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	○	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ　※5	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	○	訪問看護遠隔診療補助料（1回につき）	2,650円	265円	530円	795円
	○	訪問看護物価対応料（1日につき）　R9.6月以降は()料金	20円(40円)	2円(4円)	4円(8円)	8円(12円)
	○	ベースアップ評価料 Ⅰ（月1回） R9.6月以降は(　)料金となります	1,830 (2,880円)	183円 (288円)	366円 (576円)	549円 (864円)

※１　事業者による対応の方法は、状況に応じて、電話での対応、緊急時訪問の実施等があります。すべてに緊急時訪問を実施するものではありません。緊急時訪問を行った場合には、所定単位数による利用料等を算定します。
※２　特別な管理を必要とする利用者に対して、在宅移行サービスの実施にあたり退院時に病院へ出向いて病院側とカンファレンスを行った場合（月１回）がん末期等は（月2回）を算定します。
※３　特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める疾患に指定された方）に対しサービスを実施するにあたり計画的な管理を行った場合（月1回）
※４　利用者が帰天された日を含む前14日以内に、2回以上ターミナルケアを行った場合
※５　特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している利用者の場合にターミナルケアを行った場合
⁂　上記加算の他、必要に応じて加算します。
注１）この料金表は法に定められた医療保険の法定料金料に基づく金額です。それぞれの保険の種類に応じた負担割合となります。
注２）各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減額または免除となります。
注３）訪問看護ベースアップ評価料の基準に適合している場合は、地方厚生局長等に届出を行い、訪問看護ベースアップ料として月１回算定します。

5）時間帯による料金

緊急訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に関する加算を下記のとおり算定します。

訪問時間帯	割増率
昼間（午前9：00～午後6：00）	通常料金
早朝（午前6：00～午前8：00）	25%　割増
夜間（午後6：00～午後10：00）	25%　割増
深夜（午後10：00～午前6：00）	50%　割増

2.その他の費用について

1）交通費及び駐車場

交通費	通常営業範囲内（事業所から2.5㎞以内）	無料
駐車場	有料駐車場を利用する場合	実費

＊ 通常の実施地域を超えた地点からご自宅までの交通費を徴収させていただきます。

2）電気・ガス・水道等、及び電話の無償使用

(1) 看護師等が、サービス提供の前後に感染予防のために、手洗いうがいをさせていただくことを御了承いただきます。
(2) 看護師等が、訪問看護の提供のために電気･ガス･または水道等を使用する必要がある時は、無償で使用させていただきます。
(3) 看護師等が、訪問看護の提供に際して事業所に連絡する必要が発生した場合には、無償で電話を使用させていただきます。

3）キャンセル料

キャンセルの状況	キャンセル料
訪問予定日前日の午後6時までにご連絡の場合	キャンセル料はいただきません。
利用者の病状の急変などの場合	
通常営業時間後や、予定当日のご連絡	状況によりキャンセル料が発生いたします。
ご連絡がなくご不在の場合＊1	3,000円を徴収させていただきます。

＊1　ご利用者様の都合で、予定した時間に看護師がサービスを提供することができなかった場合

4）時間外料金及びオプション

差額負担利用料	2時間を超える訪問看護（超過時間料金）	2000円
衛生材料・物品・薬剤等	訪問看護サービス提供に必要な材料費等がある場合	実費
お看取り・死亡時の処置料	ご自宅で利用者様が亡くなられた際に家族がご遺体のケアを希望された場合(通常午前9:00-18:00) 夜間18:00-22:00/深夜22:00-6:00/早朝6:00-9:00	通常時間帯 20,000円 夜間早朝深夜帯30,000円
付き添い看護	病院や在宅からの外出・外泊、転院・退院時、旅行・冠婚葬祭の参列等の付き添い看護	要相談 実費

＊その他、保険適応外の実費は、保険利用時の全額自己負担相当の料金を目安としております。

5）通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

【週3日を超えた訪問の場合の自費対応】

1日につき30分以上～90分未満の料金は基本療養費5,550円+訪問看護管理療養費(2日以降)3,000円＝8,550円

注）実際の請求と料金表の合計とは、小数点以下の処理から誤差が発生する場合がございます。